

ハンディキャップ規程

1. 通則

- (1) 当倶楽部のハンディキャップは、当倶楽部のハンディキャップ委員が認定した倶楽部ハンディキャップをもって運用する。倶楽部ハンディキャップは全ての会員を対象とし査定し運営する。
- (2) ハンディキャップ規定は改定の有無に係わらず都留カントリー倶楽部のホームページ上と倶楽部ハウス内に掲示する。

2. ハンディキャップ取得条件

- (1) 提出されたスコアカードが規定枚数に達した場合。
- (2) JGA/USGA ハンディキャップインデックスや他クラブのハンディキャップを保有している場合。

3. ハンディキャップ査定について

- (1) 以下の場合、下記の『ハンディキャップ査定方法』に沿って査定する。
 - ① 倶楽部ハンディキャップ保有者を対象に年2回の定例改定を実施する。定例改定は 6 月末日と 10 月末日を改定期日として再査定を行う。
 - ② 倶楽部のハンディキャップ競技でのネットスコアがアンダーパーとなった者については、その競技の実施された月末日を改定期日として再査定を行う。
 - ③ ハンディキャップ取得希望者及び喪失者に対しては毎月末日を改定期日として新規査定を行う。
- (2) ハンディキャップ取得希望者が JGA/USGA ハンディキャップインデックスや他クラブのハンディキャップを保有している場合は、その証明書に記載のハンディキャップを基に、本人の申請により査定を行う。
- (3) 上記(1)(2)以外に必要と認められる場合には、ハンディキャップ委員会の承認した方法にて査定することができるものとする。
- (4) ハンディキャップボードへの掲示は、小数点以下を四捨五入したハンディキャップ順で並べる。ただし同ハンディキャップ内の並びは氏名 50 音順とする。

4. ハンディキャップの取消し及び調整について(増減)

- (1) 改定期日より 2 年以内に提出されたスコアカードが 5 枚未満の場合、ハンディキャップの取消しを行う。ただし新規入会から 2 年以内の会員が、JGA/USGA ハンディキャップインデックスや他クラブのハンディキャップを利用してハンディキャップを新規取得した場合、新規入会から 2 年間に限り猶予期間として取消し調整を行わないものとする。
- (2) 長期間の疾病、傷病等によりプレーができなかった場合にハンディキャップの調整を行う。
- (3) 査定したハンディキャップが本人の技能から見て明らかに妥当でない場合は、ハンディキャップを調整する。
- (4) 疑義のある場合はハンディキャップ委員会の協議に基づき委員会が裁定する。

5.ハンディキャップ証明書の種類

- (1) 倶楽部ハンディキャップ決定通知書
- (2) JGA/USGA ハンディキャップインデックス証明書

公益財団法人 日本ゴルフ協会(以下 JGA という)が制定する「JGA ハンディキャップ規定」によるハンディキャップインデックス証明書も併用して発行する。

6.ハンディキャップ査定方法

- (1) 期日より 2 年以内に提出された 5 枚以上のスコアより算出する。
- (2) 提出されたスコアカード枚数により採用されるベストカードの枚数を決定する。
 - ① 提出されたスコアカードが 5~9 枚の場合はベストカード 4 枚を用いる。
 - ② 提出されたスコアカードが 10 枚以上の場合は最近のスコアカード 10 枚中のベストカード 5 枚を用いる。
- (3) 査定時のハンディキャップ変動幅について制限を設ける
 - ① ハンディキャップ増加については変動幅を 15%に制限する
 - ② ハンディキャップ減少については変動幅を制限しない
- (4) ハンディキャップの計算方法
 - ① 各スコアカードについてディファレンシャル^{※1}を算出する。
 - ② ベストカードのディファレンシャル^{※1} 平均値を算出する。
 - ③ 以上の方法で計算された数値に「0.96」を乗じ、小数点以下第 2 位を四捨五入した小数点以下第 1 位の数値をハンディキャップとする。
 - ④ ハンディキャップの上限は、50.0 とする。

※1 ディファレンシャル=(ストロークコントロール^{※2}後のスコア)-(JGA コースレーティング)

※2 ストロークコントロール(下記表参照)

プレイヤーの 現ハンディキャップ	<ストロークコントロールの方法>
0.4 以下	すべてのホールで 1 オーバーパーを限度とする(2 オーバーパー以上は、すべて 1 オーバーパーに切り下げる)。
0.5 ~ 18.4	そのプレイヤーの左記数値を小数点以下第 1 位を四捨五入した数値と同数までは、2 オーバーパーを限度とする。残りは、1 オーバーパーを限度とする。
18.5~36.4	そのプレイヤーの左記数値を小数点以下第 1 位を四捨五入した数値から 18 を引いた数と同数までは、3 オーバーパーを限度とする。残りは、2 オーバーパーを限度とする。
36.5~50.0	そのプレイヤーの左記数値を小数点以下第 1 位を四捨五入した数値から 36 を引いた数と同数までは、4 オーバーパーを限度とする。残りは、3 オーバーパーを限度とする。

7. 倶楽部の JGA 認定コースレーティング

コース名:かえで/富士桜		コースレーティング	
グリーン	ティー	男子	女子
メイン	フルバック	72.0	78.0
メイン	バック	70.6	76.2
メイン	レギュラー	69.8	75.3
メイン	フロント	66.8	71.6
メイン	レディース	65.2	69.7
サブ	フルバック	71.0	77.1
サブ	バック	69.4	75.2
サブ	レギュラー	68.7	74.3
サブ	フロント	65.7	70.6
サブ	レディース	64.1	68.6

8. 競技会及び倶楽部主催コンペのスコア提出について

- (1) 全倶楽部競技でのグロススコアを提出用スコアとして自動的に登録する。
- (2) 会員限定コンペについては下記条件を満たしている場合のみ、グロススコアを提出用スコアとして自動的に登録する。
 - ① 代表者より自動登録の事前申請を行う。
 - ② 使用するティーを男女それぞれ決定する。
 - ③ プリファードライの採用の可否を決定する。
- (3) その他の倶楽部外競技やコンペについては各自スコアを提出するものとする。

参考資料:改訂

- 令和3年 1月 1日 : ハンディキャップ運用ガイドラインをハンディキャップ規定に変更
令和3年 5月 1日 : ハンディキャップ改訂 2.4.5. を追記
令和4年 11月 23日 : 通則、ハンディキャップ改定を追記
令和6年 7月 28日 : 加筆修正(ハンディキャップ改定、ハンディキャップ査定方法、倶楽部のコースレート)
令和6年 11月 23日 : 加筆修正(1. 通則、2. ハンディキャップ取得条件、3. ハンディキャップ査定について、4. ハンディキャップの取消し及び調整について、6. ハンディキャップ査定方法、8. 競技会及び倶楽部主催コンペのスコア提出について)